

希望

11月・12月号

No.449



2021.11月22日

知的障害者育成会 高槻手をつなぐ親の会

発行責任者 研 啓

団体事務所 TEL 072(672)0672

令和3年9月26日に東大阪文化創造館にて第62回大阪知的障がい者福祉大会が行われました。以下に本人大会決議を載せます。

第62回大阪知的障がい者本人大会 本人大会決議

1. 「コロナの事が心配です。コロナに関するわかりやすい情報を知りたいです。」
 2. 「災害が多いです。障がい者向けの避難所マップを作ろう」
 3. 「わたしたちが困ったときに、対応してくれる人をふやしてほしい。」
 4. 「わたしたちのことを決めるときは、一方的に決めないで、わたしたちの意見を聞いてから決めてほしい」
 5. 「本人活動をもっともっと知らせていこう。つくっていこう。」
 6. 「みんなに、障害者権利条約を広めよう」
- わたしたちの暮らしが安全で豊かなものになるよう願って、以上、決議します。

令和3年9月26日第62回大阪知的障がい者福祉大会本人大会

参加者一同

回 答 書

1. 「障害者差別解消法」について

今年5月に「障害者差別解消法」が改正され、民間事業者にも合理的配慮が義務化されました。高槻市に暮らす障がい児・者への偏見や無理解を無くし、地域での生活が安心・快適になるよう市民への周知を進め、市としての差別解消条例を定めて下さい。

【回答】

平成28年度の障害者差別解消法、大阪府障害者差別解消条例の制定以後、本市では相談と啓発の両輪で障がい者差別解消に関する取組を行ってまいりました。

相談については、障がい者差別等に関する職員研修を実施するとともに、各課において差別に関する相談に対処し、必要に応じて福祉相談支援課を中心に対応策を検討する等、庁内において理解と周知が図られつつあると認識しております。

福祉相談支援課では、大阪府広域支援相談員や庁内関係部署及び関係機関との連携により、相談内容に対応するとともに、福祉のワンストップ窓口として市民へ浸透するよう、引き続き周知に努めます。

また、大阪府障害者差別解消条例及び障害者差別解消法の改正においては、事業者による合理的配慮の提供の義務化について定められているため、今後も様々な機会を捉え、継続した啓発に努めます。

(障がい福祉課・福祉相談支援課)

2. 地域生活支援拠点づくりについて

1) 高槻市障がい福祉サポートネットワークの運用が始まりましたが、現在24時間

365日受付には至っていないのはなぜか?

どのような検証などを行ったのか? 詳しく教えて頂きたい。

また、昨年は「日中の体制を優先する」とのご回答でしたが、どの程度 日中の体制が整ったのか、現在の状況を説明して下さい。

【回答】

地域生活支援拠点等として、令和2年3月に「高槻障がい福祉サポートネットワーク」を整備しました。障がい者の地域生活を支えるべく、ネットワークに求められる各機能に対し、様々な制度や事業を実施するとともに、自立支援協議会の検証ワーキングを設置しております。

検証の中では、特に「高槻障がい福祉サポートネットワーク」を十分に理解してもらうために、継続的な周知が必要であるとの意見が出ています。今後、市民だけでなく、ネットワークに加盟する協力事業所に対しても周知・啓発を検討していく予定です。

「緊急時の受け入れ・対応」に関しては、日中の体制整備といたしまして、緊急

時、受入れ先の事業所と相談支援専門員等が円滑に情報共有できるよう、緊急時対応シートをサービス等利用計画の様式の一部と併用しております。この新様式への変更を順次進めており、現在多くの相談支援事業所が作成するサービス等利用計画で新様式を使用しています。また、緊急時の受入れ・対応については、相談支援事業所と障がい者基幹相談支援センターが連携し、緊急の短期入所の利用等について対応しているところです。

今後も検証ワーキングを中心に、高槻障がい福祉サポートネットワークの周知を図るとともに、各機能の充実に向け取り組んでまいります。

(福祉相談支援課)

- 2) 地域生活支援拠点について、どのように市民への周知を進められているのか、現状を説明して下さい。

【回答】

令和2年度は、広報誌「たかつき DAYS」、高槻市総合センター1階通路におけるパネル展示等を自立支援協議会の周知に合わせて高槻障がい福祉サポートネットワークの周知を行いました。また、高槻手をつなぐ親の会、高槻障害児者団体連絡協議会に対しても説明会を実施いたしました。市民に対する周知について、今後も積極的に取り組んでまいります。

(福祉相談支援課)

3. グループホームについて

- 1) 重度の障がい者も親亡き後も安心して暮らせるよう24時間365日の支援体制が可能な報酬体系を整備して下さい。

また、どの程度の加算をしているのか具体的に説明して下さい。

【回答】

適切なサービス提供体制を確保するための報酬体系の整備については、今後も機会あるごとに国に要望してまいります。また、市独自の支援として、医療的ケアのある方(2,000円/日)や行動援護対象者(800円/日)、重度障がい者(1,200円/日または500円/日)を対象に加算を行っております。

(障がい福祉課)

- 2) 「障害者基本法」をふまえて障がい者が市内で暮らす権利を保障して下さい。

【回答】

障害者基本法における地域社会での共生については、その趣旨を踏まえ、社会福祉施設等施設整備補助金制度の活用等によるグループホームの整備等をはじめ、第2次高槻市障がい者基本計画に基づく取り組みを進めることにより、地域における障がい者理解の促進を図ってまいります。

(障がい福祉課)

3) グループホーム設立に、市も協力してください。

グループホーム設立時に、建築協定等で住民から拒否されないよう、住民やグループホーム側からの要請があれば説明会に立ち会って下さい。

【回答】

グループホームは、障がい者が地域で生活していく住まいの場として、また地域移行の受け入れ先として重要な社会資源と認識していることから、社会福祉施設整備の補助金制度の活用等により、整備促進が図られるよう努めてまいります。

(障がい福祉課)

【回答】

事業者の指定・指導の所管課といたしましては、事業者からのグループホームの設置に向けた相談には、円滑な事業実施に向け指導・助言を行い、また、地域住民からの問い合わせやご意見等があった際には、事業の趣旨や要件等について丁寧に説明した上で、適正な事業者を指定することが役割と考えているため、説明会への立ち会いは困難です。

(福祉指導課)

【回答】

建築協定地区でのグループホームの設立につきましては、外観や利用形態が一般住宅とほぼ変わらない計画であれば、グループホームという用途にとらわれず、協議・検討を行うよう、引き続き建築協定地区の代表者に説明を行ってまいります。

(審査指導課)

4) 障がい者の高齢化に伴う日中支援型グループホームへの取り組みについて、

行政のお考えをお聞かせ下さい。

【回答】

日中サービス支援型グループホームは、昼夜を問わず支援を受けることができるところから、障がい者の重度化、高齢化に対応したグループホームと認識しています。社会福祉施設整備の補助金制度の活用等により、整備促進が図られるよう努めてまいります。

(障がい福祉課)

4. 移動支援について

各々の障がい者にとって、必要で充分な量のサービスが利用できるようにして下さい。また、事業者に対して、学生など土曜日、日曜日に対応できる知的障がい者をサポートするガイドヘルパーの増員を要請して下さい。

【回答】

移動支援の支給量につきましては、個別の状況をお聞かせいただきながら、高槻市支給決定基準（ガイドライン）に基づき、適切に対応してまいります。

また、従事する人材の確保、質の向上・育成を図るため、障がい福祉サービス従事者養成研修の受講費用に関する補助金制度を設けております。令和2年度は、同行援

護従事者養成研修は12人、移動支援従事者養成研修は1人が補助金を受けて研修を修了しており、人材確保等に一定の効果が得られているものと認識しています。

(障がい福祉課)

5. 医療関係について

1) 受診の際、病院内でもガイドヘルパーの院内介助が利用できるようにして下さい。

【回答】

定期的な受診につきましては、通院等介助の利用をしていただくこととなり、院内における介助については、国の通知により、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものとされておりますが、個別の状況をお聞きした上で、院内介助についても障がい福祉サービスの支給決定を行っております。

(障がい福祉課)

2) 療育手帳B1・B2所持者の方も弾力的に助成がなされるよう働きかけて下さい。

【回答】

医療費の助成につきましては、大阪府の福祉医療費助成制度全体の枠組みの中で取り組むものと認識しております、社会情勢等が変化する中においても、当該制度が継続できるよう、引き続き大阪府とともに取り組んでまいります。

なお繰り返しのご案内になりますが、B1判定の療育手帳と身体障がい者手帳の両方をお持ちの場合は、重度障がい者医療制度が適用される可能性がありますので、障がい福祉課までご相談ください。

(障がい福祉課)

3) コロナ禍での現在の高槻市の対応、対策をお聞かせ下さい。

また、障がい者本人や養護者がコロナに罹患した場合の具体的な対応をお聞かせ下さい。

【回答】

現在、総合的対策の推進に向けて、新型コロナウイルス対策本部を設置しており、国や大阪府の対策本部と連携を図りながら迅速な情報収集を行い、広報誌やホームページ等で市民への周知啓発を行っております。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合は、保健所が聞き取り調査を行い、病状や障がい者ご本人の状態、ご家庭の状況等を勘査した上で療養方法等を検討し決定します。入院等につきましては、大阪府において広域的に調整し対応しているところですが、それぞれの方の症状やご家庭の状況等を考慮し、適切に療養できるよう大阪府との調整に努めています。

(健康医療政策課)

4) 障がい者や養護者及び事業所職員への、コロナワクチン接種の優先をお願いします。

【回答】

精神疾患、知的障がい等のある方及び障がい者支援施設等に従事されている方につきましては、国が定める優先順位に基づき、高齢者接種の次の順位としてワクチン接種を行いました。また、9月中旬から10月下旬にかけて、知的障がいのある方がワクチン接種を受けるときにご本人や付き添いの方が周囲を気遣うことなく比較的静かな環境で対応できるように、集団接種会場に人数を制限した専用の時間帯を設けて接種を行いました。

今後のワクチン接種につきましては、国からの情報に基づき適切に対応してまいります。

(新型コロナウイルスワクチン接種対策チーム)

6. 自立生活援助について

現況をお聞かせ下さい。

利用がない場合は、なぜ無いのか？

利用しやすい状況なのか？

P Rしているのか説明をお願いします。

【回答】

入所施設やグループホームを利用していた障がい者が一人暮らしを希望する場合に、定期的に巡回訪問し、地域生活の課題が無いか確認を行い、必要な助言や連絡調整を行うサービスで、平成30年4月の制度改正により新設されました。しかし、訪問看護や計画相談支援、地域定着支援等、類似の機能を持つ制度との住みわけが難しいことから当該サービスが浸透しておらず、市内及び近隣市に指定を受けた事業所が無いこと等から実績も無い状況です。

以上のことから、今後、利用の相談があった際には希望の支援内容を確認したうえで適切なサービスに繋ぐことで対応してまいります。

(障がい福祉課)

7. 「障害者虐待防止法」について

1) コロナ禍で 障がい者施設の従事者、養護者のストレスは日々益々増加しています。このような状況下での虐待を未然に防ぐため、迅速かつ総合的、継続的な支援をお願いします。

2) 昨年度の虐待事例及び、未然防止の対応や対策などの具体例があればお聞かせ下さい。

【回答】 1)、2) あわせて回答

障がい者虐待防止センターでは、障がい者虐待の未然防止に向け、相談窓口の周知に取り組んでいます。また、養護者への支援においても、養護者自身の抱える問題を把握し、必要な機関へのつなぎや、介護負担を軽減するよう障がい福祉サービスの提供を検討する等、養護者・家族に対する支援を行っております。

養護者による障がい者虐待については、家族の介護負担によるものや、虐待者が虐待と認識していないような場合があります。その背景には、家族で悩みを抱え込んでいること等が考えられますので、虐待の未然防止として、委託相談支援事業所等相談先とつながっておくことも一つの対策と考えます。

(福祉相談支援課)

8. 発達障がい者支援について

昨年度の取り組みや情報周知の実績をお聞かせ下さい。

【回答】

発達障がい児者への支援は、児童福祉法による児童発達支援等の療育や、放課後等デイサービス等年齢に応じたサービスの利用ができるよう支援を行っています。また、その他の取組として、障がい児委託相談支援事業所、障がい者委託相談支援事業所において、本人や家族からの相談に応じています。

高槻市障害児者団体連絡協議会に委託しております社会参加促進事業においてリーフレット作成や講演会を実施いたぐなど、発達障がいを含めた障がい全般に対する障がい理解に向け、様々な機会を通じて情報周知に取り組んでおります。

(子育て総合支援センター・福祉相談支援課・障がい福祉課)

9. 障がい者の雇用就労について

1) 障がい者の雇用促進に努めて下さい。

職場体験だけではなく、長期雇用を推進して下さい。

【回答】

毎年9月の障害者雇用支援月間に実施している「障がい者雇用支援講演会」において、障がい者の雇用促進を目的に、令和2年度は、障がい者雇用に関する助成金制度説明会を実施いたしました。今年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の再延長により、開催日が宣言期間中となつたため中止いたしました。

障がい者雇用奨励金により、障がい者の採用と雇用継続の促進を図っており、過去3年度（平成30年度～令和2年度）で8社、16名の雇用に対して6,570,000円を支給しています。病気による退職者2名以外は、現在も雇用継続されている旨を確認しています。

今後も事業主のみならず、広く市民の皆様に対して障がい者雇用の機運を醸成する為、様々な啓発活動に取り組んでまいります。

(産業振興課)

2) 市職員の採用の実態（採用人数・期間・勤務安定のための支援等）をお聞かせ下さい。

【回答】

本市においては、平成24年度以降、毎年障がい者を対象とした職員採用試験を実施しており、障がいの種別を問わず広く募集しています。令和2年度に実施した採用

試験においては、期間の定めのない正規職員の事務職3名、知的障がい者・精神障がい者を対象とした月額制会計年度任用職員の公園環境美化作業員2名を最終合格とし、令和3年度に採用を行いました。また、入庁後については、公園環境美化作業員には、業務のサポートのため指導員及び支援員を配置しているほか、他の職員については、障がいの状況に応じた職場への配置など、障がいのある職員が働きやすい環境の整備に努めています。

(人事企画室)

- 3) 障がい者の通勤途上の支援、職場での支援について、どのような配慮をしているのかを教えて下さい。

【回答】

移動支援を通勤に利用することについては、大阪府の「移動支援事業に係る運用の考え方」において、「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出」に該当するため、認められないものとされていますので、ご理解の程よろしくお願ひいたします。引き続き、国等の動向を踏まえ、適切に対応してまいります。

(障がい福祉課)

10. 「障がい者支援区分認定」について

- 1) 成人後の障がい者に対しての区分の変動は慎重にして下さい。
また、記入間違いのないように徹底して下さい。

【回答】

調査票の内容については、国のマニュアルを踏まえ、調査項目ごとに丁寧に内容の確認を行っております。今後も適切な対応に努めてまいります。

(障がい福祉課)

- 2) 障がい者支援区分に変動がある時は、その判定内容や変更理由も当事者本人及び養護者に変更内容を説明して下さい。
また、区分認定不服による再調査の申し立ての手続きは簡略化し、早急に受け付けて下さい。

【回答】

区分認定の審査に用いる調査票と医師意見書については、自己情報開示の手続きにより、その内容を確認していただくことが可能です。また、障がい支援区分の認定内容の不服による再調査の申し出があった際の対応につきましては、状況をお伺いし、現状と調査票の記載に齟齬があれば、再調査を行っております。

(障がい福祉課)

11. 「成年後見制度」について

1) 制度を利用するとのメリットだけでなく、デメリットやなぜ必要なのかについても、わかりやすく説明するパンフレットを作成して、障がい者団体や事業所には配布した上で周知を図って下さい。

【回答】

障がい者虐待防止・差別解消とあわせ、成年後見制度は障がい者の権利を擁護する重要な制度と認識しております。窓口だけでなく、市役所総合センター1階等において、パンフレットを配架する等より市民の方への周知を行う予定です。今後も引き続き、様々な機会を捉えて成年後見制度に関する啓発を行ってまいります。

(福祉相談支援課)

2) 制度の理解や利用の推進のため、市としての機関を設置してサポートして下さい。

【回答】

令和3年3月、第4次高槻市地域福祉計画に包含し、成年後見制度利用促進計画を策定しました。成年後見制度の利用を促進するため、権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築を目指し、その中核となる機関の設置、あり方等について今後検討してまいります。

(福祉相談支援課)

12. サービス等利用計画について

指定特定相談支援事業所を容易に利用できるよう、新しい事業所などの情報を都度提供して欲しい。

【回答】

市ホームページにて事業所一覧を公開するとともに、必要な方に窓口にて提供しております。

(障がい福祉課)

13. 子どもの支援について

1) 子どもの支援に関する手続きを、1つの窓口で可能になるようにして下さい。

また、なぜ一本化できないのか具体的にお聞かせ下さい。

【回答】

障がい福祉サービスと障がい児童所支援サービスの新規申請については事前予約いただいたうえ、市役所窓口で一括して受け付けております。

(障がい福祉課)

【回答】

転入等により新規申請の場合、事前に予約していただくことによって、市役所の1つの窓口にて手続きが可能になっております。また、放課後等ディサービス等の障がい児童所支援のサービスの更新申請は、就学時等を除き郵送で受け付けており、来所

していただかなくても更新の手続きをしていただけます。

(子育て総合支援センター)

- 2) 就学については、障がい児本人及び保護者に充分な情報提供と説明を行い、
その意志意向を尊重して下さい。

【回答】

今年度の就学説明会につきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点により中止いたしましたが、関係機関や就学前機関へは、積極的に周知しております。年中児の保護者対象の就学説明会については、地域の感染状況を踏まえ実施を判断し、実施の場合は感染対策を行った上で開催する予定にしております。

就学説明会や個別の就学相談等では、本人・保護者の思いを受け止めた上で就学先での教育について情報提供しております。今後も、本人・保護者の意見を尊重した就学相談を行ってまいります。

また、今年度は貴会の依頼により、障がいのある児童生徒の保護者を対象に学校の支援学級での指導・支援及び中学校卒業後の進路について説明会を開催いたしました。

(教育指導課)

- 3) 「障害者差別解消法」の啓発、理解のため合理的配慮を踏まえて保護者も含め学校全体で取り組んで下さい。

【回答】

教職員には、教育指導課と教育センターとが連携し、外部講師も活用しながら支援教育等についての研修を行っております。各学校では、児童生徒に対して、実態に応じた障がい理解教育に取り組んでおります。保護者に対しては、障がい理解教育についての取組内容をお便り等で知らせたり、PTAの学習会をしたりするなど、啓発活動に取り組んでおります。

(教育指導課)

- 4) 支援学級には専門性を持つ教員を配置し、時代に即応した研修を実施して下さい。

【回答】

支援教育に携わる職員の専門性を向上させるために、大阪府教育委員会特別支援学校教育職員免許法認定講習等を積極的に活用したり、支援学級担任の教員対象にした専門家巡回相談を通じた研修を行ったりし、各学校での支援教育の充実を図っております。また、特別支援教育やいじめ等様々な課題に対応できるよう各種教職員研修を実施し、教職員の資質向上を図っております。

(教育指導課)

- 5) 児童の移動支援は本人の特性を十分に考慮し、必要量を支給して下さい。

特に夏休みなどの長期休暇は支給量を増やして下さい。

また、児童の移動支援等における保護者の負担をなくして下さい。

【回答】

障がい児の移動支援に係る支給量につきましては、個別の状況をお聞かせいただき

ながら、高槻市支給決定基準（ガイドライン）に基づき、適切に対応してまいります。また、移動支援等における自己負担については、他の障がい福祉サービスと同様、生活保護世帯及び市民税非課税世帯の負担額は0円としており、各世帯の課税状況等に基づき自己負担額を決定しております。

(障がい福祉課)

- 6) 放課後等デイサービスの送迎や安全について、市として研修等を実施しているのか、実態をお聞かせ下さい。

また、事故等なかったのか実情をお聞かせ下さい。

【回答】

放課後等デイサービスに係る送迎における安全確保につきましては、従前から集団指導その他の機会を通じて、事業者への注意喚起をいたしておりますが、研修は実施しておりません。なお、送迎時の事故については、発生後速やかな報告を求めており、報告事案に対し、必要に応じ、個別に指導しております。

(福祉指導課)

【回答】

事業所において、送迎時だけでなく事故が発生した場合、条例に基づき事故報告書の提出を求めております。今年度、送迎時の事故の報告が数件ありましたが、利用児のケガについては、念のため通院したような事例はあったものの、治療のため通院の継続が必要な事例はありませんでした。

(子育て総合支援センター)

- 7) 緊急時のショートステイが確実に利用できるよう、受け入れ施設の拡充を図って下さい。こどもが利用できるショートステイ施設を増設して下さい。

また、ショートステイの空き情報をネットで検索・予約できるよう、時代に沿った仕組み作りをお願いします。

【回答】

施設整備については、今後も、社会福祉施設等施設整備費補助金制度の活用等により、整備促進が図られるよう努めてまいります。

(障がい福祉課)

【回答】

現時点では、ショートステイの空き情報をネットでの検索予約の制度はありません。しかし、高槻障がい福祉サポートネットワークの「緊急時の受け入れ・対応」の取組を行っています。具体的には、緊急時対応シートとしてサービス等利用計画における様式を変更いたしました。緊急時に、ショートステイを探す際、相談支援専門員が円滑に受け入れ調整ができるように整備しております。

(福祉相談支援課)

8) 横田地区などの市街地から離れた地域の障がい児にも、地元で福祉サービスや学童保育が利用できるようにして下さい。

また、障がい児が地域での支援活動にも参加しやすいようにして下さい。

【回答】

学童保育事業につきましては、市立小学校41校中、横田小学校を除く40校で学童保育室を運営しております。横田小学校については、校区内在住児童が僅少であり、保育人数が見込めないことから、放課後児童支援員の有資格者の配置や施設整備を行い、学童保育事業を実施することは困難な状況となっております。

なお、横田小学校在籍児童であっても、他校に設置された学童保育室を利用していただくことは可能です。

(子ども育成課)

【回答】

横田地区において、放課後等デイサービス等の障がい児の福祉サービスを利用されている児童は少なく、新規事業所の開設は難しいと思われますが、障がい児通所支援等の利用については、事業所が増加していることもあり、市街地から離れた地域においても送迎ルート等の状況によっては、利用可能な事業所が市内外にあるものと思われます。個々の状況等を伺いながら、個別に対応させていただきます。

(子育て総合支援センター・障がい福祉課)

9) 希望する人全員が相談支援を受けられるようにして下さい。

また、サービス等利用計画策定時、児童については事業者だけでなく教師も同席して、内容を共有して下さい。

【回答】

平成30年度に相談支援事業所新規開設補助事業を創設以後、新たに9ヶ所の事業所が開設いたしました。計画相談支援の導入が必要な方や相談支援を希望する方に対して、窓口等で案内いたします。

(福祉相談支援課)

【回答】

申請時等に障がい児支援利用計画を希望されたり、必要と思われる方には窓口にて案内しております。また、障がい児支援利用計画相談は希望しないものの、子どものことで相談したいという希望があれば、内容等を伺い、必要に応じて委託の相談支援事業所や各種子育て相談等を案内しております。

(子育て総合支援センター)

10) コロナ禍における市内の学校での対応をお聞かせ下さい。

また、支援学級において、どんな配慮を実施されたのかお聞かせ下さい。

【回答】

各学校においては、手指消毒やソーシャルディスタンスについての指導、校内の消毒や換気を徹底し、感染リスクを可能な限り低減させながら、教育活動を実施してまいりました。また、感染不安により、登校できない児童生徒については、オンライン

等を活用し、学習保障を行っております。支援学級での指導においても、同様の対策をとっております。口形指導の際にはフェイスシールドを使用するなど、工夫して指導に取り組んでおります。

(教育指導課)

- 1.1) 図書館での対面朗読サービスを視覚障がい者のみでなく、必要とする人があれば誰でも利用できるようにして下さい。

【回答】

図書館の対面朗読サービスは、視覚に障がいがある方だけでなく、活字による読書が困難な方であればどなたでもご利用いただけます。ご利用には、利用者登録が必要ですので、窓口へご相談ください。

(中央図書館)

「本が読みたいねん」～障害児者にとっての見過ごされがちな課題

今年の要望書に、「公立図書館の対面朗読を、視覚障害者に限らず希望す、希望する障害者にも」という項目を追加してもらいました。私がそのことを要望したいと思ったきっかけを知って頂きたく、当事者である樺田小学校の伏見湊君に、思いを書いて頂きました。知的障害とはまた違ったことですが、合理的配慮が必要なのは共通しますし、見過ごされがちな障害の持つ課題に関心を持っていただきたいと存じます。

本が読みたいねん！ 高槻市立樺田小学校 5年 伏見 湊（みなと）

本が読みたいねん！ やのに、俺は字ばっかりの本とかを見ると、なんか二重に見えることが あったり、目が痛くなったりする！ そんな見え方やと、まともに本が読まれへん。読みたい本を 読み聞かせしてくれたら、ちゃんと内容がわかる。なのに…！ 高槻市の図書館では、目が不自由な人じやないと、読みたい本の読み聞かせをしてくれへんねん！ そのことを、親の知り合い の人に相談したら、宮島さんとゆう心優しい人が俺の読みたい本を朗読して、録音してくれた。 そのおかげで、俺は夏休みの読書感想文を書くことが出来た。それだけじゃなく、個人的に読みたい長〜い本まで読んでくれた。 だが!! 俺とおんなじような見え方をしてる他の人にも、宮島さんがついてるわけやないから、 俺はええけどそうゆう人たちのためにも、図書館で読みたい本を読んでもらえるようになつた らええのになあ、と思う。 もうひとつ、言いたいことがある…。俺は字をちゃんと書けない。他の人から、読めない読み ないってゆわれる。やから、iPad を家から持って行ってノート代わりにしている。で、その iPad で書いたことを、先生に提出しようと思ったら、Wi-Fi が必要なのだ。でも、GIGA スクール用の Wi-Fi は、俺の iPad に使えへん。やから、俺の iPad でも使える Wi-Fi を学校で用意してほしい。完

（以下、母親の伏見裕子さんより） 息子の湊は、ADHD の特性からくる読み書き障害と医師に言われています。読み書き障害は周囲から理解されにくく、iPad を学校に持ち込ませてもらうまで、1 年以上交渉しました。息子は高学年になり、読みたい本はどんどん高度化しています。文字の多い分厚い本を読みたいという欲求と、それを自分で読めないという現実のはざまで、困り感が増すようになりました。現在は、個人の善意に甘えているかたちですが、この問題を解決するための制度が早急に整備されることを願います。また、息子がそうであるように、そもそも公共図書館へのアクセスがきわめて難しい地域の読み書き障害児者が、読みたい本に気軽にアクセスできるようになる施策を望みます。なお現在のところ、読み書き障害児に対しては、大阪府の公立高校入試においても、合理的配慮が行われていないと市役所で伺いました。問題文の読み上げや回答のタブレット入力、文字の拡大など、一切ないとのことです。一人一台タブレットの時代。紙と鉛筆だけでは読み書きが難しくても、希望する進路を諦めなくていいように、各方面での合理的配慮を求めたいと思います

樺田地域には図書館がなく、一番近い公立の図書館は服部図書館です。小学生が気楽に行ける距離ではありません。小学校近くの樺田支所には「まちごと図書館」として本を借りられる設備はありますが、子どもたちの読みたい本が必ずしも揃っているわけではありませんし、支所は子どもには縁遠く、気軽に続ける場所とはいえません。以前は移動図書館「きぼう号」があり、樺田小学校の校庭で、大人だけでなく子どもたち多くの本から好きな本を選べました。しかし今は、移動図書館は休止し、再開は未定とのこと。湊君と同様に本好きなお姉さんの結さんは、中学生になった今年、自ら家庭地域文庫「こゆい文庫」を立ち上げ、学校と放課後子ども教室のボランティアのご協力を得て、月に一度、樺田小学校に本を届ける活動を始めました。その中で知り合ったのが朗読ボランティアをなさっている宮島さんでした。こうした幸運な出会いにより、湊君は好きな本を読めました。たまたま私が伏見ファミリーと親しく、また宮島さんら本関係の方々と橋渡してきたのは良かったなと思いましたが、誰でもが読書できる環境を整えることは、社会の責任ではないでしょうか。「まちごと図書館」で本の貸し借りは出来ても、公立図書館では当たり前のレファレンスサービスなどはやはり不自由だと思わざるを得ません。図書館そのものが遠く、障害児者への社会資源にも乏しい現状を何か考えなおせないかと思い、せめて対面朗読の件だけでも要望書に盛り込むことで問題提起としたいと考えました。今後は、湊君のような要求のある人にも朗読や録音が出来たり、図書館のソフト・ハード両面の更なるバリアフリー化を進めてほしいです。

樺田には、手をつなぐ親の会の先輩会員が作った施設「友遊の里」があります。豊かな自然に恵まれた地域であり、そこに住む人々は友遊にも温かく接して下さっています。会員の皆様にも是非関心を持っていただきたいです。

樺田以外でも、様々な社会資源において残念ながら地域格差はまだまだあります。どこに住んでも出来るだけ不自由のないように行政としてのサポートを望みます。

要望書としては項目にあげませんでしたが、タブレットの問題も、この会報をご覧になる方には知っておいていただきたいと思いました。学校におけるIT化が、障害のある子どもにも使いやすく配慮されることを望みます。

高校入試の問題は、すぐには難しいかもしれません、是非、市としても府に配慮を求めていただけないでしょうか
（堀切きみよ）

※湊君の名前の○囲みは彼のこだわりです。自分でアニメをつくったりとてもユニークなお子さんです

訂正版

ほっこりタイム

10月1日は一般の方 10月26日は新会員さんの集いをしました。緊急事態宣言が解除されたので、参加者5名から8名に増えました。10月26日は今年入会された3名の学齢期さんと学齢期会員計6名に副会長の和田光子さんが会の活動内容や会長、副会長などの役割、ブロック分けと幹事の仕事などを説明しました。

会員さん同士で、どうして手をつなぐ親の会に入会されたのですか?と会話されました。皆さん、手をつなぐ親の会の先輩のお母さんの話が聞きたい、色々な情報を知りたい。悩みを聞いてほしい。制度のことも勉強したい。手をつなぐ親の会は必要だから口コミで他の人に話したり、チラシを配ったりしてもいいでしょうか?と積極的な発言をして下さる方もおり頼もしくて、これから少しずつ会も変わっていくと良いなと思いました。

11月5日は幼児、学齢期の保護者12名、青年の親5名で久々の17名でした。

加地

福祉展は開催の方向に(12月4日5日生涯学習センター)

昨年はコロナの為、市役所通路での展示のみでしたが、今年は規模は縮小し開催する方向になりました。生涯学習センター1階展示ホールで、12月4日と5日の予定です。

事業所製品の販売と、各障害の特性を解説したパネル展示、事業所や団体紹介と、高槻支援学校生の作品などの展示を予定しています。従来のように、部会での役割分担はありませんが、可能な方は前日の準備と当日のお手伝いをお願いします。当日のご参加や、宣伝も是非ご協力ください。

(堀切 きみよ)

小中一貫校、障害のある児童生徒への影響は？

高槻市は、赤大路・富田小学校と第四中学校を新たに小中一貫校として、富田小学校の場所に開設する案を示していましたが、どうやら見直すことになったようです。

通学路が極端に遠くなる地域の安全は確保できるのか、児童生徒数が一気に増えてマンモス校になる事で校舎や運動場は足りるの？と議論になったとか。

もちろん小中一貫校の良さはあると思いますし、富田の公的施設を学校教育に活かすというプランにも教育的効果はあるでしょう。支援学級の子どもにとっては、引継ぎがスムーズにいくことが期待できます。しかし、通学が極端に不便になる児童生徒の安全面の配慮は、とりわけ病弱な子や障害のある子にとってはどうなのか。マンモス校化で、支援学級の場所や質は担保できるのか。

計画の初めに、障害のある児童生徒への配慮はあったのだろうか。住民や子どもたちの視点にたった議論が必要だったのではないかと思います。市は、今後も市内のどこかで小中一貫校を考えているようです。一貫校のメリットを活かしつつ、要支援の子どもへの配慮が行き届くよう、私たちも注視していきましょう。

今後の計画が、拙速を避け、充分に吟味されて、支援学級の児童生徒にも安全安心でより良いものになる事を希望します。

また、別の観点では、一貫校で廃止された後の土地は何になるのかという問題もあります。住民が利用できる公共の施設になるのかどうか、あらかじめ示して欲しいです。学校が減る事で、例えば選挙の投票所が遠くなる地域が生じるなど、子育て世帯以外にも影響がないでしょうか。災害避難所が少なくなることも避けてほしいですね。

学校は子どもたちだけではなく、地域にとっても町づくりの要です。高障連でも、地域の学校のバリアフリー見学会などを行っています。障害があってもなくても暮らしやすい町になるよう、学校の在り方に关心を持つことは大切ではないでしょうか。

（堀切 きみよ

ボウリング同好会

9月26日(日) 9月より会員1名増えました。欠席3名の為、7名で3レーンを借りて2ゲームしました。8名以下だったので、当日一般申し込みをしました。

10月24日(日) 全員参加で10名で4レーンを借りて2ゲームしました。
8名以上だったので2日前にメンバー表をFAXして申しこみました。

ゲーム代 2ゲーム 8名以上 1280円(手帳持参で会員100円引き)

8名以下 1350円(手帳持参で会員、介助者50円引き)

親の会よりゲーム代補助があるので1人2ゲーム500円です。

貸し靴代390円(来店の度にたまるスタンプ2個でマイシユーズ1510円(税込)の購入ができます。毎月参加であればマイシユーズがお得です。

日時 毎月第4日曜日 10時スタート

場所 ラウンドワン高槻店(170号線「辻子」交差点)

担当申し込み先 城

絵画教室

10月3日(日) 11月7日(日) ゆうあいセンター4F会議室1で行いました。密集、密接を回避するために利用人数9名です。

先生、メンバー、ガイドさん、私を含め参加者9名のため見学、参加はしばらくはお断りしています。

第40回高槻市福祉展に絵画作品を出展します。

メンバーの作品はゆうあいセンター1Fに展示しています。

担当 城

ミュージックケア

今年は、緊急事態宣言もあったり、幼児さん、学齢期さんが成長され興味が移ってしまったり、お母さんがお仕事を始められたりで、継続中止され参加が減りました。3組見学に来て下さり継続参加されることになりました。

これからも少しずつ参加される方が増えると思います。

小さい子どもさんを見るのは、とても可愛くて楽しいです。1年後の成長も楽しみです。

音の出る楽器も一個ずつ増やして周りのご意見を伺いながら元のミュージックケアに戻ることを願っています。

担当 加地

いずれの同好会も連絡先はゆうあいセンター2F 団体事務室

Tel 072-672-0672 Fax 072-661-4714

高校卒業後の学びの場が北摂にオープン

2022年4月に島本町にある大阪福祉保育専門学校内に、卒業後の学びの場「キャンパス・オリーブ」がオープンします。

卒後の学びの場「キャンパス・オリーブ」設立寄付のお願い

障がい児者の教育や福祉にご理解とご協力をいただいているみなさま、いつもお世話になり本当にありがとうございます。

コロナ禍で厳しい状況が続く中ではありますが、日々成長する子どもたちの将来に関しては一刻もとどまつていられません。

昨今、知的な障がいがあっても支援学校高等部や高校卒業後も他の同世代の青年や兄弟と同じようにさらに学びたい、青春したい、もっと力をつけてから社会に出たいというねがいがあります。

これは日本政府も批准した障害者権利条約にも定められた当然の権利であり、この権利を実現するために、10数年前より知的障害支援学校高等部に専攻科の設置を求める運動が和歌山で始まり、その中で障害福祉サービスを活用した「学びの場」(福祉型専攻科)が生まれました。その後、学びの場は関西、中でも大阪を中心に全国に広まっています。

そして、北摂に学びの場をつくる会（2年前より障がい児者の家族、関係者が中心になってこの北摂にも学びの場・福祉型専攻科を実現させるために活動してきた）の活動に賛同して、わかつ福祉会をはじめ、大阪保育福祉専門学校、卒後の学びの場・専攻科を実現する会(大阪)の関係者のみなさまの多大なご協力のもと、この度2022年4月に島本町の大阪保育福祉専門学校キャンパス内に「キャンパス・オリーブ」を開設する運びとなりました。

ただいま着々と開設準備の方を進めさせていただいております。しかし、「学びの場」の開所に当たっては公的な補助もなく、国からの報酬が入るまでの人物費や施設・設備の維持費などの資金が必要であり、借入金や私どもの努力だけでは限界があります。そこでみなさまに、ご寄付のお願いをすることになりました。

みなさまにおかれましても、コロナ禍でくらしや経営が大変厳しいとは存じますが、何卒「学びの場」の意義をご理解いただき、資金づくりへのご賛同いただければ大変ありがとうございます。

何卒みなさま、ご寄付のご協力を心からお願い申し上げます。

令和3(2021)年11月吉日

NPO法人才オリーブ代表理事 吉留 英雄

記

・募金目標額 200万円

・個人：一口1千円 (何口でも可、大口募金歓迎です)

・団体：一口1万円 (何口でも可)

・申し込み方法 ご寄付にご協力頂ける方は、郵便振替用紙(赤色)に下記の「NPO法人才オリーブ」口座に金額・お名前・住所・連絡先等とともに、通信欄には「キャンパスオリーブ設立資金寄付」とお書きの上お振り込みをお願い致します。また、ご連絡いただければこちらからご自宅や会社・事業所等にお伺いさせていただきます。

ゆうちょ銀行 口座記号番号00950-6-326104

口座名稱 特定非営利活動法人(トクタイヒエイリカツドウホウジン)オリーブ

・問い合わせ・連絡先：075-962-1115 (担当：植田)